

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度第3回川島町総合教育会議	
開 催 日 時	平成29年11月20日（月）午前10時から10時30分	
開 催 場 所	川島町役場 第2委員会室	
議 題	(1) 出丸小学校及び小見野小学校の廃校に伴う、平成30年度からの財産管理ならびに施設開放について	
公開・非公開の別	公 開 ・ 非公開 ・ 一部非公開	
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	構成員	飯島和夫町長・志村 宏副町長・中村正宏教育長・ 菊池建太教育長職務代理者・福島彰教育委員・ 及川三栄子教育委員・猪鼻恵美子教育委員
	事務局職員	石島一久参事・柴生田英香主査（以上政策推進課）、石川 勉課長・粕谷克己理事・新井洋子主幹・坪内嘉夫室長（以上教育総務課）、内野修一課長（以上生涯学習課）
配 布 資 料	会議次第、資料1、資料2	
審議会等の内容・概要		
<p><b>1 開会</b></p> <p>（司会より会議の開催にあたり、川島町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議は原則公開であることを説明する。会議録については、発言委員名を記載して公開する旨で構成員より了承を得る。）</p> <p><b>2 あいさつ</b> 町長</p> <p><b>3 議事</b></p> <p><b>町 長</b>：本日の会議の議事については、個人情報 を 特 に 取 扱 っ て い な い の で 公 開 と し、会議録の作成は、発言者の名前を記載し、要点をまとめて記録します。最後に、会議録の署名は、及川委員を指名します。</p>		

**教育委員：**異議なし。

**町 長：**事務局に質問しますが、傍聴希望者の状況はいかがですか。

**事務局：**本日の傍聴希望者はおりません。

**町 長：**今、事務局から報告がありましたが、本日の傍聴者はいません。このまま議事に入りますがよろしいでしょうか。

**教育委員：**異議なし。

(1) 出丸小学校及び小見野小学校の廃校に伴う、平成30年度からの財産管理ならびに施設開放について

**町 長：**来年度の統合小学校の開校に向け、夏休み期間中に、三保谷小と八ッ保小でトイレなどの改造工事を実施しました。また、新しい校歌が決定しました。スクールバスについても運行業務の契約に向けて準備が進んでいるようです。つばさ南小学校とつばさ北小学校の開校が、いよいよ間近に迫ってきたなという感じがします。また、三保谷、出丸、八ッ保、小見野の4地区では、地域の方々の協力により、いろいろな閉校記念事業が行われました。先月末には、地域の方々参加のもと人文字を作り、写真撮影が行われたとのことです。4つの小学校の閉校が現実のものになってきたなという感じがします。さて、本題に入ります。廃校後の出丸小学校と小見野小学校の維持管理、開放について、教育委員の皆さんと協議したいと思います。まずは事務局から説明をお願いします。

(事務局にて、資料1、資料2を用いて説明)

**町 長：**分かりました。この提案につきましては、教育委員会において、公民館長をはじめとした地域の方々に「あくまで暫定的な廃校後の跡地・施設の利用方法について」という趣旨で意見を求め、協議、検討していただいた結果ですが、地域の方々の中には、廃校となった後の施設が「なし崩し的に公民館として利用されるのでは」との誤解があると聞いています。そうではなく、あくまで暫定的に、跡地・施設の利用方法について実証を踏まえて考えながら、さらに将来の利用について十分検討を図っていくということだと考えています。よく説明すれば皆さんに理解してもらえるのですが、誤解が先行してしまった感もあります。地域の皆さんとの協議結果だけでなく、町議会の学校跡地等活用調査特別委員会などの意見も尊重しながら、いずれにしても、廃校した後の、来年度からの跡地・施設の利用について、何らかの決定をしていかなければなりません。そこで、事務局に少し詳細な説明を

求めます。

(事務局にて、資料1、資料2を用いて説明)

**町長**：分かりました。それでは、教育委員の皆さんから、来年度からの出丸小学校、小見野小学校の跡地・施設の管理、開放について、お一人ずつご意見をお願いします。

**菊池委員**：まず、グラウンドと体育館については、これまでも利用者が多かったとのことなので、今までどおり使用できるようにするのがよいと思います。校舎の活用方法につきましては、地域の方々の意見を踏まえた上でよく考えて決めたほうがよいと考えます。また、町議会の学校跡地等活用調査特別委員会の意見も踏まえて考えたほうがよいと思います。いずれにしても、予算もかかることであります。町議会、地域の皆さんには「2年間の試行」だということをしっかり伝え、理解を得るべきだと思います。

**福島委員**：校舎の跡地・施設の管理、開放については、まずは、来年度から2年間の期限での試行運用とのことですが、この期間内で活用効果等を評価し、さらに将来の活用方法の検討に活かして行くことがとても大切になってくると思います。当該地域の方々だけでなく、全ての町民の皆さんにとっても「時間的な猶予」があったほうが、より良い活用方法が考えられるのではないかと思いますので、この2年間という期間はとても大切です。さて、来年度から小学校の統合に併せて、地区合同で地区体育祭を行うようになりますと、地域住民の交流や考え方も広範囲なものになると考えられます。これを新しい地域コミュニティの出現と捉えますと、行政として、社会の変化に対応した新しい取組みが必要になると考えます。廃校後の跡地・施設の活用方法の意見としては、一部の町民から「収益が上がるような校舎の活用」や「施設の売却」という考えも挙がっているようです。もちろん、そのような考えが地域の総意ではないと思いますが、それも一つの考え方ですし、明治時代から続く学校の歴史や地域的な経緯から、「廃校後の跡地・施設はみんなが集える場所にしたい」というのも一つの考え方だと思います。さらに校舎は耐震性を備えており、様々な部屋があり、有効活用が期待できます。これらの最近の地域における動向や意見等を踏まえると、将来的には、官と民が一体となった新しいスタイルでの取組みで、行政と地域が融合した形で、ひいては今よりも進化した形で、跡地・施設を活用するのがよいと考えます。

**及川委員**：廃校後の跡地・施設の活用については、しっかりとした方向性を見出す必

要があります。現在行っていることの延長で考えるのではなく、考え方そのものをリニューアルさせるなど、検討作業に際するベースをしっかりとさせることが必要だと思います。今後、廃校後の跡地・施設の運用や予算を考えていくには、それなりに会議も増えていくことが想定されますが、その会議も、単なるテーブル会議でなく、現場と乖離していない、現場で起こっていることが会議の場に直結しているようなものでなければなりません。また、2年間の中で活用効果の検証を踏まえて利用方法を検討するということですから、従前的な考え方で取り組むのではなく、アクティブに検証、検討を行っていくべきだと思います。会議の内容については、途中経過を常に発信して、町民と情報共有を積極的に図っていくべきだと思います。広報紙に掲載するのもよいですが、今の時代、情報発信手段は様々ですから、いろいろな手段を講じて積極的な情報発信を行ってほしいと思います。町民と情報共有を図ることで、町ぐるみで跡地・施設の利用方法を検討していくべきだと思います。2年間の暫定利用時に行う検証は、将来の跡地・施設の活用にとって重要な意味を持つと思います。従来のやり方と同じかそれ以下では、やっても意味がありません。町民のニーズを掴みしっかりとした方向性を打ち出せるよう、発展的な議論を重ねてほしいと思います。従来よりプラスアルファの結果を見出せるよう、活用効果の検証、利用方法の検討に責任をもって取り組める組織を整備してほしいと思います。

**猪鼻委員：**地域からは、小学校の統合により「子どもの姿が見えなくなる」といった意見も聞かれています。廃校後の跡地・施設の活用では、今までのように子どもたちが集まるよう、子どもを対象とした魅力的な講座の実施や、学童クラブの開設など、子どもを呼び込めるような施設の利用を考えてほしいと思います。また、子どもだけでなく、高齢者まで幅広い世代が集えるような展開があると、地域コミュニティは活性化するのではないかと思います。

**町長：**中村教育長、補足をお願いします。

**教育長：**これまで学校であった時代以上に、廃校後に、施設が円滑に有効に利用できるようにと、今、地域の皆さんから募っている意見はあくまで暫定的な利用としてのものであります。町の歴史の中で、小学校が統合して、それに伴って、町の北部と東部に二つの大きな施設ができること、これは、ある意味、町として大きなチャンスと捉えることが必要だと考えます。子どもたちは、小学校が統合されるということをもう既に受け入れています。小学校がなくなる寂しさより、これから、どうしたら

町が発展するのか、そのために廃校後の跡地・施設をどう活用できるのか、町全体で、みんなで考えて行きたいと思います。

**町長**：町民や町議会などから、廃校後の跡地・施設が、なし崩し的に「公民館化」されてしまうのではという声もあるようですが、決してそうではありません。今回、教育委員会から提案された廃校跡地・施設の開放に係る基本計画は、あくまで暫定的な措置であり、さらに将来に向かって、廃校跡地・施設をどうするのかについては、これからみんなで作り上げていくものだと思っています。そういった意味では、丁寧に話し合いを重ねていく必要があると思います。また、「校舎」ならびに「体育館」「グラウンド」について、それぞれ「普通財産」ならびに「行政財産」という名称で区分していますが、この言葉は一般的に分かりにくいのではないのでしょうか。内容をよく整理して、町民や議会にはもっと分かりやすく丁寧に説明をしていくべきだと思います。このようなことを踏まえ、この資料に示された基本計画に基づいて、来年度から廃校後の跡地・施設を維持管理、開放するということがよいのでしょうか。

**教育委員**：異議なし。

**町長**：ご意見、ありがとうございます。委員の皆さんのおかげで、会議がスムーズに進行しました。これにて議長の座を下り、進行を事務局にお返しします。

**事務局**：ありがとうございました。それでは次回の総合教育会議の開催日程はいかがいたしましょうか。

**教育総務課長**：本日ご協議いただいた「校舎跡地の施設管理、開放について」が、学校統廃合に係る最後の重要案件だと考えています。よって、今後、学力やいじめなど重要案件がありましたら、総合教育会議の開催を申し入れさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**事務局**：では、会議開催の必要が生じた場合、申し入れに基づいて日程調整するということがよいかと思います。

#### 4 閉会 教育長

署

名

及川三菜子